著作権ってなに?

著作権とは?

人が作ったもの(小説、絵、映画、音楽など)をかってに別の人に利用されないための権利のことです。本を丸写しして自分の発表やまとめに使ってしまうと「**著作権の侵害**」という"<u>犯罪</u>"になります。

人が作ったものを〈著作物〉、作った人のことを〈著作者〉と言います。

著作物を使う場合は、著作者に著作物を使っていいか聞きましょう。直接本人に聞くことができないときは、その本をつくった会社に電話してみましょう。

◆ 次のことをしてはいけません!

- 本に書いてあることをそのまま写すこと。
- アニメやキャラクターなどを使って勝手に掲示したり、人にあげたり、売ったりすること。
- 劇や体育祭などでキャラクターのものなどを勝手に使うこと。
- 引用する文章の内容を勝手に変えること。

調べ学習で著作物を使う方法

【例】

イネの祖先は、何十万年も前から熱帯地方のインド、ビルマや中国に野生していました。今でも、 その地方には、野生のイネがはえています。

現在日本でつくられているイネは、いつ、どこから、どのようにしてわたってきたのでしょうか。 紀元前三百年ごろ、中国大陸から中国の文化といっしょに、イネのつくりかたや道具が、大陸で のたたかいをのがれてきた人たちによって北九州にもたらされたのではないかと、考えられていま す。

『科学アルバム 26 イネの一生』 守矢 登 (41ページ)

本に書いてあることをそのまま使うことはできません。

けれども調べ学習やレポートに著作物を使いたいとき、2つの方法があります。

◆引用

文章の一部分を使いたいとき、〈引用〉という方法があります。

- まず、使いたい文章に「」をつけます。
- そのうしろに()をつけます。
- ()の中に『』をつけて、中には引用に使った本の書名を書きます。
- ・『』のうしろに、著者名、出版者、出版年、ページ数を書きます。

いんよう 【引用の例】

私たちが食べているお米は日本にいつ来たのでしょうか。本で調べてみると、

「紀元前三百年ごろ、中国大陸から中国の文化といっしょに、イネのつくりかたや道具が、大陸でのたたかいをのがれてきた人たちによって北九州にもたらされたのではないかと、考えられています。」(『科学のアルバム 26 イネの一生』守矢登 あかね書房 1990年 41ページ)と書いてありました。

♥ いんよう 引用した本のことを「出**典**」といいます。

◆ 要約

く要約 は人が書いた文章を自分なりに短くまとめることです。
はうゃく
要約するときは、よけいなところは省き、自分が必要だと思ったところを書きます。

ょうゃく 【要約の例】

イネの祖先は、何十万年も前からインド、ビルマや中国に野生していましたが、日本には紀 元前三百年ごろ、中国から入ってきました。

参考資料とは調べるときに使った本やビデオなどのことです。

参考資料の書き方

_{おくづけ} 【奥付の例】

イネの一生

著者 守矢 登 発行者 岡本 雅晴 印刷 株式会社 精興社 発行所

株式会社 あかね書房 東京都千代田区西神 3-2-1 電話 東京 (263) 0641 (代) 1990 年 4 月発行

【参考資料の書き方の例】

《参考資料》

- ・『イネの一生』守矢登, あかね書房 (1990) 宗像市立〇〇小 学校の図書室の本
- ・「宗像ユリックス」(http://yurix.munakata.com/) 11 月 20 日 ※インターネットを使ったときは、ホームページの名前 URL(ホームページの住所)と検索した日を書きましょう。